

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※ ※

※ 定 款 ※

※ ※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

SMN株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、SMN株式会社と称し、英文ではSMN Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 広告代理店業
- (2) インターネットにおける広告宣伝業務
- (3) 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売
- (4) コンピューターソフトウェアの企画、制作、販売
- (5) 金融業
- (6) 金融商品取引法に定める金融商品取引業
- (7) 金融商品取引法に定める金融商品仲介業
- (8) 損害保険代理業および生命保険募集業
- (9) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (10) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- (11) イベントの企画、制作および運営ならびに講演会、交流会およびセミナー等の開催
- (12) 広告、宣伝の情報媒体の企画、制作および代理業
- (13) 電話代理応答業務およびこれに関するコンサルティング業務
- (14) 通信販売業務
- (15) 電気通信機器の製造、販売および賃貸
- (16) 投資および経営コンサルタント業務
- (17) 放送事業および番組制作に関する業務
- (18) 前各号に附帯または関連する役務の提供
- (19) 前各号の営業を行う者に対する投資
- (20) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲

載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を

有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。
- ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ④ 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって解任する。

- ② 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として、または増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、退任した監査等委員でない取締役または他の在任の監査等委員でない取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を招集することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 代表取締役は、監査等委員でない取締役の中から取締役会の決議によって選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

- ② 前項の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定めなければならない。

(相談役及び顧問)

第32条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除および責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令が規定する金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任

を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を招集することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったと

きは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。
- ③ 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)

第1条 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条の定めるところによる。

平成19年11月14日改定

平成20年1月1日改定

平成20年3月28日改定

平成20年7月8日改定

平成20年7月9日改定

平成21年1月30日改定

平成22年1月8日改定

平成22年6月15日改定

平成23年3月24日改定

平成24年9月28日改定

平成25年6月25日改定

平成26年11月25日改定

平成27年3月25日改定

平成27年6月23日改定

平成27年7月1日改定

平成27年10月1日改定

平成28年6月20日改定

平成30年4月1日改定

平成30年9月1日改定

令和元年（2019年）6月17日改定（経過措置に関する附則制定）

令和元年（2019年）10月1日改定

令和4年（2022年）6月22日改定

令和5年（2023年）3月2日改定

以上、これは当会社の令和5年（2023年）3月2日現在の定款である。

令和5年（2023年）3月2日

S MN株式会社

代表取締役 井 宮 大 輔